最終更新日：2018年11月13日

五洋インテックス株式会社
代表取締役社長　大脇　功嗣
問合せ先：取締役　檀上　浜爾
証券コード：7519
http://www.goyointex.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は経営の基本方針に基づき、株主、投資家の方々に最善の経営を心掛け、企業活動を通してお客様に新しいインテリア文化を提供することを目指しております。効率的かつ健全な企業活動を実行するにあたり、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが重要であると認識し、組織の整備と改善に努めていきます。又、当社は監査役制度を採用しておりますが、独立した立場から職務を十分に遂行できる人材を配置してコンプライアンス体制の強化を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレートガバナンス・コードの基本原則のうち、基本原則4（取締役会等の責務）につきましては、平成30年5月、第三者委員会の調査により、過去の新規事業に関する不適切な会計処理の調査報告書を受領したことを踏まえ、今後、取締役会において、より一層経営課題の顕在化を図るとともに、取締役は、法令遵守の研修・セミナーを受講するなどして、取締役会等の役割・責務を適切に果たしてまいります。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本証券金融株式会社	1,045,000	5.17
大村　寿男	900,000	4.45
大村　正恵	900,000	4.45
株式会社大倉商事	863,000	4.27
土屋　允誉	622,000	3.07
吉村　栄治	452,000	2.23
木村　永浩	390,000	1.93
大脇　功嗣	334,388	1.65
北西　忠	324,000	1.60
戸松　松一	307,000	1.51

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
名井　博明	他の会社の出身者											
久野　真一	公認会計士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
名井　博明	○	―――	長年にわたる経営者としての経験と幅広い知識を、当社の経営に反映させるため社外取締役を選任しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立した立場にあることから独立役員に指定しております。
久野　真一		―――	長年にわたる公認会計士及び税理士を務められた経験から、その幅広い知識を、当社の経営に活かしていただくため社外取締役を選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役と会計監査人は、それぞれの観点から監査を行っており、必要に応じて意見の交換及び会合等の開催を行っております。
内部監査部門は監査が効率的に行われるようコンプライアンス体制を含め、業務全般に係る情報を監査役に随時報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
谷口　優	弁護士													
河内　孝	学者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
谷口　優	○	―――	弁護士の立場として法律的な観点から監査していただく為社外監査役を選任しております。また、弁護士として長年の経験と見識を有し、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立した立場にあることから独立役員に指定しております。
河内　孝		―――	長年にわたる新聞社等での経験や知識を反映していただく為社外監査役を選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

営業取締役においては、責任範囲内の部門損益を連動させております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

・役員報酬の年間報酬総額(平成30年3月期)
取締役　6名　13,200千円
監査役　3名　7,121千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役の補助として内部監査部門が担当し、必要な情報等の提供を行っております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

業務執行の内容につきましては、毎月1回の定例取締役会及び必要に応じて随時取締役会を行っております。各取締役により業務執行状況の報告がなされ、監査役との連携により取締役間にて相互監視、監督を実施しております。又、取締役及び監査役の指名、報酬決定等につきましては、取締役会にて決定しております。
当社の社外取締役は2名であり、いずれも当社との人的関係、資本的関係、その他の利害関係を有していない取締役であります。また、当社の監査役3名うち社外監査役は2名であり、社外監査役のいずれも当社との人的関係、資本的関係、その他の利害関係を有していない独立性の高い監査役であります。
監査役会では、常勤監査役が会社の重要な会議に出席した内容をもとに協議するなど、経営への牽制機能の強化に努めております。
会計監査につきましては、監査法人コスモスに依頼しており、適正な監査を受けられるよう経営情報、会計資料等を提供しております。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会制度を採用しておりますが、独立した立場から職務を十分に遂行できる人材を配置してコンプライアンス体制の強化を図っております。
当社の社外監査役は弁護士1名、長年にわたる新聞社での経験が豊富な1名の合計2名であり、法令遵守や適正な会計処理がなされているか等、専門的に監査が行われる体制を敷いております。
また、常勤監査役は取締役会の他、毎月開催されている会社の重要な会議に出席しており、各部門の課題や計画の進捗状況を把握し、監査役会で社外監査役と情報共有し、外部の意見を取り入れることで経営監視機能を強化しております。
なお、当該体制を選択している理由は、当社の企業規模や事業内容等を勘案し、客観的視点での経営監視機能が整っているものと判断し採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報（決算短信、四半期決算短信）、会社説明会資料、事業報告書、決算公告として「貸借対照表」及び「損益計算書」の掲載	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

＜基本的な考え方＞

当社グループの内部統制においては、当社が定める規則及び各規程に基づき、取締役、監査役及び社員はこれらを遵守し、業務の効率化と統一化を目指す事を基本とする。

＜整備状況＞

1　取締役･社員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制

コンプライアンス体制の構築、維持、整備に向け、監査役及び内部監査部門が連携して調査を行い、取締役会に報告する。

コンプライアンスに関する社内の報告体制として、各担当部署の責任者は内部監査部門への報告を徹底する。

2　取締役職務執行が効率的に行われることを確保する為の体制

当社の取締役会は、毎月1回の定例開催に加え、必要に応じて臨時に行う。各取締役の職務に関して意見の交換を行い、職務改善を行う。

3　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、災害、商品品質、情報セキュリティ等に係るリスクに関しては、内部監査部門と担当部署にてリスクに対する評価を行うとともに、適切な対応を協議し、取締役会へ報告する。

不測の事態が生じた場合は、直ちに担当取締役に報告し、責任者を決定し速やかに対応する。

4　企業集団における業務の適正を確保する為の体制

子会社に関しては、当社の内部監査部門が監査を行い、当社グループとしての業務が適正であるかを調査する。

調査の結果は担当取締役に報告し、重要度の高い事項については対応を検討する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは、一切関係を持たず、経済的な利益を供与しないことを基本的な考えとしており、警察、弁護士等の外部機関との連結強化を図るとともに、研修会等に参加して情報の収集に努めております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

当社の適時開示体制の概要は以下のとおりであります。

1　適時開示に関する基本方針
　当社は投資判断に重要な影響を与える会社情報を、迅速、適時かつ適切に開示することを基本方針としております。開示の要否につきましては、必要に応じ取引所に事前相談するとともに、会計監査人、弁護士、幹事証券会社等の助言を得ながら速やかに判断するよう心がけております。

2　適時開示に関する社内体制
　当社は、代表取締役社長を情報取扱責任者とし、開示担当部門である経営企画室と管理部との連携による適時開示体制を敷いております。
　(1)決定事実に関する情報
　　取締役会に付議される案件の内容を確認し、開示の要否を情報取扱責任者と開示担当部門及び管理部で協議し、取締役会の承認を経て速やかに開示することにしております。
　(2)発生事実に関する情報
　　重大な事実の発生を認識した時点で、開示の要否を情報取扱責任者と開示担当部門及び管理部で協議し、速やかに開示することにしております。
　(3)決算に関する情報
　　管理部において関連情報の収集及び資料の作成を行い、取締役会の承認を経て速やかに開示担当部門が開示することにしております。

参考資料：模式図

